

930751

基監発第 0119001 号

平成 21 年 1 月 19 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

(契 印 省 略)

「「新規学校卒業者の採用に関する指針」について留意すべき事項について」の一部改正について

「新規学校卒業者の採用に関する指針」（平成 5 年 6 月 24 日付け労働省発職第 134 号）が本日改正されたことに伴い、平成 5 年 7 月 1 日付け基監発第 24 号「「新規学校卒業者の採用に関する指針」について留意すべき事項について」について、下記のとおりその一部を改正することとしたので、遺漏なきを期されたい。

記

平成 5 年 7 月 1 日付け基監発第 24 号を次のように改正する。

記の 1 中「労働基準法上の取扱いのみの説明にとどまり、労働基準法に抵触しなければこれを自由に行いうるものと事業主等が誤解することのないよう」を「採用内定者について労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定取消しは無効とされることを定めた労働契約法第 16 条の規定や裁判例等の周知を図り、適切な労務管理の必要性について啓発指導を行うよう」に改める。

記の 2 中「対応するものであること。」の次に「なお、採用内定取消しに係る相談が寄せられた場合には、必要に応じ、ハローワーク又は大学生等の場合は学生職業センター等に設置されている採用内定取消しに関する相談窓口の紹介を行うこと。また、相談者が個別労働紛争解決制度の対象となる事項について同制度による処理を求める意思を表明した場合には、総合労働相談コーナーに取次ぎを行うこと。」を加える。

記の 3 中「別添 1 及び別添 2 のとおり、各都道府県知事及び各都道府県労働主管部（局）長あて通知がなされているので了知されたいこと。なお、」を「平成 21 年 1 月 19 日職発第 0119002 号及び平成 21 年 1 月 19 日職若発第 0119001 号により通達されているところであるが、」に改める。

(参考)

「新規学校卒業者の採用に関する指針」について留意すべき事項について
(平成5年7月1日付け基監発第24号)

改正後	改正前
1 指針の取扱いについて 指針の取扱いについては、各種講習会等の機会をとらえて、適宜、周知を行うこととすること。 なお、採用内定取消しは、決してあつてはならない問題であることにかんがみ、これら周知の機会や事業主等からの相談に対応する場合には、<u>採用内定者について労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定取消しは無効とされることを定めた労働契約法第16条の規定や裁判例等の周知を図り、適切な労務管理の必要性について啓発指導を行うよう特に留意すること。</u> 2 採用内定取消し等に係る労働基準監督機関の対応について 採用内定取消し等に係る労働基準法上の取扱いについては、従来どおり昭和27年5月27日付け基監発第15号、昭和46年11月18日付け基発第760号等で指示したところにより、対応するものであること。 <u>なお、採用内定取消しに係る相談が寄せられた場合には、必要に応じ、ハローワーク又は大学生等の場合は学生職業センター等に設置されている採用内定取消しに関する相談窓口の紹介を行うこと。また、相談者が個別労働紛争解決制度の対象となる事項について同制度による処理を求める意思を表明した場合には、総合労働相談コーナーに取次ぎを行うこと。</u>	1 指針の取扱いについて 指針の取扱いについては、各種講習会等の機会をとらえて、適宜、周知を行うこととすること。 なお、採用内定取消しは、決してあつてはならない問題であることにかんがみ、これら周知の機会や事業主等からの相談に対応する場合には、<u>労働基準法上の取扱いのみの説明にとどまり、労働基準法に抵触しなければこれを自由に行いうるものと事業主等が誤解することのないよう特に留意すること。</u> 2 採用内定取消し等に係る労働基準監督機関の対応について 採用内定取消し等に係る労働基準法上の取扱いについては、従来どおり昭和27年5月27日付け基監発第15号、昭和46年11月18日付け基発第760号等で指示したところにより、対応するものであること。

3 その他

職業安定機関において行う新規学校卒業者の採用内定取消し等に係る事業主指導等については、平成21年1月19日職発第0119002号及び平成21年1月19日職若発第0119001号により通達されているところであるが、職業安定機関より、採用内定取消し又は入職時期繰下げに関し労働基準法上の問題があると思われる事案について、照会等があった場合には、適切に対処すること。

3 その他

職業安定機関において行う新規学校卒業者の採用内定取消し等に係る事業主指導等については、別添1及び別添2のとおり、各都道府県知事及び各都道府県労働主管部（局）長あて通知がなされているので了解されたいこと。

なお、職業安定機関より、採用内定取消し又は入職時期繰下げに関し労働基準法上の問題があると思われる事案について、照会等があった場合には、適切に対処すること。

基 監 発 第 2 4 号
平成 5 年 7 月 1 日
改正 基監発第 0119001 号
平成 21 年 1 月 19 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

「新規学校卒業者の採用に関する指針」について留意すべき事項について

「新規学校卒業者の採用に関する指針」（以下「指針」という。）については、平成 5 年 6 月 24 日付け発職第 134 号をもって示されたところであるが、指針の取扱い等については下記の事項に留意のうえ遺憾なきを期されたい。

記

1 指針の取扱いについて

指針の取扱いについては、各種講習会等の機会をとらえて、適宜、周知を行うこととする。

なお、採用内定取消しは、決してあってはならない問題であることにかんがみ、これら周知の機会や事業主等からの相談に対応する場合には、採用内定者について労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定取消しは無効とされることを定めた労働契約法第 16 条の規定や裁判例等の周知を図り、適切な労務管理の必要性について啓発指導を行うよう特に留意すること。

2 採用内定取消し等に係る労働基準監督機関の対応について

採用内定取消し等に係る労働基準法上の取扱いについては、従来どおり昭和 27 年 5 月 27 日付け基監発第 15 号、昭和 46 年 11 月 18 日付け基発第 760 号等で指示したところにより、対応するものであること。

なお、採用内定取消しに係る相談が寄せられた場合には、必要に応じ、ハローワーク又は大学生等の場合は学生職業センター等に設置されている採用内定取消しに関する相談窓口の紹介を行うこと。また、相談者が個別労働紛争解決制度の対象となる事項について同制度による処理を求める意思を表明した場合には、総合労働相談コーナーに取次ぎを行うこと。

3 その他

職業安定機関において行う新規学校卒業者の採用内定取消し等に係る事業主指導等については、平成21年1月19日職発第0119002号及び平成21年1月19日職若発第0119001号により通達されているところであるが、職業安定機関より、採用内定取消し又は入職時期繰下げに関し労働基準法上の問題があると思われる事案について、照会等があった場合には、適切に対処すること。